

2020年12月 第4回定例会（一般質問） 庄司あかり

2020年12月14日

日本共産党仙台市議団の庄司あかりです。

東日本大震災から10年を迎えるにあたり、被災者の生活再建と震災の記憶の継承、今後の災害対策に関わって一問一答方式にて一般質問いたします。

仙台市において、自力で住宅を再建するのが困難な被災者の方々が終の棲家として選んだのが復興公営住宅です。3206戸整備されました。

市は、復興公営住宅の特別家賃低減事業が期限を迎える管理開始後10年を目途に復興公営住宅と市営住宅の家賃減免制度の一本化を図るための検討を進めています。第3回定例会では「コロナ禍において入居者の収入やそれに伴う家賃が変動する中で、実態の調査が遅れている」という旨のご答弁でした。

住宅セーフティーネットという重要な役割に鑑みれば、これまで求めてきたように、どちらの入居者にとっても値上げとならないような家賃減免制度とすべきです。コロナの影響が長期化する中、今後の検討の見通しについてうかがいます。

復興公営住宅に関する復興交付金は特別家賃低減事業交付金に加えて、災害公営住宅家賃低廉化交付金がありますが 2018 年度には補助要件について国から変更が示されています。内容についてご説明ください。

東日本大震災で、津波により甚大な被害があった沿岸部についてうかがいます。昨年の11月30日に開通し1年が経つ東部復興道路は、海岸防潮堤と合わせて二線堤となることから「命の道」と称されています。同時に、ここを境にして住宅の建築が禁止される災害危険区域と、住宅建設可能な現地再建地区に線引きされた道路もあります。

災害危険区域と現地再建地区、それぞれのまちづくりについて、次期都市計画マスタープラン（中間案）での位置付けと今後の取り組みについてうかがいます。

今年10月、中部震災メモリアル拠点検討委員会の報告が出されました。印象的だったのは「人間の想像を超える大災害が現実に起きること、また、それが人間の一生をはるかに超えた時間軸で起きることを体験した私たちは、災禍の記憶を残し、後世まで経験を伝え、来るべき災害に備えていくことの重要性を骨身にこたえて認識しました」という部分です。その上で、報告では検討における留意事項として「事業を担う人材に求める専門性や継続的な人材確保の方策、人員規模、組織構成、待遇など、主体のあり方を定め、可能な限り早期の人材確保が必要です」と指摘しています。これは中部拠点だけでなく、せんだい3.11メモリアル交流館や震災遺構荒浜小学校など、本市におけるメモリアル施設全体に通ずる指摘だと感じました。震災メモリアルのあり方において「人づくりの視点を重視し進めたい」としてきた都市長は、今回の検討委員会の報告をどのようにお感じになったでしょうか、うかがいます。

仙台市が救助実施市となってはじめての災害救助法適用となったのが昨年の東日本台風です。床上浸水などの住宅被害が多数あったにも関わらず、認定の多くが一部損壊でした。そうした中でも、罹災証明を発行する税務部・納税部では、何度も現地に赴き被災の実態に沿う認定にするためのたゆまぬ努力をして頂きました。今年8月には床下の汚泥の状況確認の結果、ようやく半壊の認定になった住宅もありました。そこからのオール仙台市の対応は素晴らしい、台風から1年経過する中でも、保険年金課ではみなし仮設の遡及適用、環境局総務課では公費解体の適用、被災者支援担当課では、解体で全壊扱いとなり生活再建支援金が申請できるもののその期限が11月に迫っていたことから、申請に間に合うよう市が滅失証明を発行する準備をして頂きました。被災された方が制度を活用できるようフル稼働された各局各課の皆さんに感謝申し上げます。

今後の災害対応において、こうした制度は被災者支援のスタンダードメニューとし、ひとたび災害が起これば迅速に支援を行えるよう備えることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

今回改めて痛感したのが、罹災証明が様々な支援策の前提になっていることで

す。国は生活再建支援金の支給に中規模半壊を加えるとして法改正を行いました。被災者への直接支援として前進したことは喜ばしい反面、これにより「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊」と10%刻みで6段階の被害認定となります。より細分化されることで被害認定調査へいっそうの労力と時間が費やされることが懸念されています。実態に沿った被害認定が速やかに行われることは、被災者にとっても行政にとっても重要です。

被災地への人的支援の強化や、より簡易な調査認定手法を示すよう、国に求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

一括での質問は以上とし、以降は一問一答にてうかがってまいります。

(一問一答)

1、まず復興公営住宅の家賃についてうかがいます。復興公営住宅の特別家賃低減事業は所得月額8万円以下の世帯に最大で70%の減免。一方で市営住宅は収入月額7万7000円以下で最大で100%減免となる。市営住宅の家賃減免の優位性はしっかりと残したうえで、一本化することを求めるがいかがか。

2、家賃制度の一本化の前に、整理しておくべきなのが復興公営住宅の収入超過世帯の家賃についてだ。入居時には被災者なので入居収入基準を問われずに入ることが出来たのに、入居後は市営住宅の収入基準が適用されるため4年目から割増家賃が課される。昨年度の最大家賃は15万9900円だ。時が経ち子どもが働くようになるなどで政令月収が15万8000円を超えた途端、割増家賃となり「とても払えない」と退去せざるを得ない事態が起こっている。

これまで提案してきた解決策は、裁量階層に被災者を加え、入居収入基準を25万9000円に引き上げること。そうすれば割増家賃ではなく収入に応じた家

賃となり、収入超過世帯の9割が対象になるというものです。2017年に復興庁から出された通知でも、こうした対応が可能としており、県内では石巻市、東松島市、南三陸町、気仙沼市、岩沼市、山元町がそれぞれ家賃割り増し分を減免している。女川町は入居収入基準を25万9000円としている。他自治体と同様の対応を本市でも取るべきだ。

3、市内には幅広い価格帯の賃貸住宅があるからやらないという。では一括質問でうかがった災害公営住宅家賃低廉化交付金について確認したい。ご説明頂いたとおり2018年度から被災者が退去したか否かに関わらず復興交付金が交付される。管理開始から20年間の交付金だ。被災者が退去しても、仙台市は復興交付金をその世帯の分まで受け取り続ける仕組みという理解でよろしいか。

4、特別家賃低減事業交付金は被災者の分しかこない。より金額が大きい家賃低廉化交付金がそういう取扱になっている。昨年度は20億円交付され、全額取り崩し一般財源に振り替えている。復興交付金の原資は復興税だ。国から通知もされている収入超過世帯への減免も行わず退去に追い込み、復興交付金は被災者支援に使うでもなく一般財源に流用している。市長、この使い方で良いのか。道義的に許されると思うか。

※被災者が退去しても、市にとっては被災者かどうかは関係なく復興交付金を受け取り一般財源化していることを、被災者が、市民が、納得すると思うか聞いている。こうした財源はまず収入超過世帯への減免のために使うべきだ、いかがか。

5、集団移転跡地利活用をめぐっては、先だって荒浜地区で事業者が撤退となり大変残念でした。住民不在の地域でどのようににぎわいを取り戻していくのか、これは災害危険区域指定を行った本市が果たすべき重い責任であると考えます。同時に、人が住まない地域であるがゆえに、不法投棄や不審火などの治安の悪化が懸念されています。荒浜地区では、震災後荒浜再生を願う会が行ってきた海岸

清掃を引き継いで、元住民の方を中心に深沼ビーチクリーンが毎月行われていますが、夏場には花火やバーベキューのゴミなどが砂浜に散乱しているそうです。

また、被災した自宅の跡地を活用してつくられたスケートボードパークは、被災地に人が集まるれる場所をつくるという思いで8年にわたり運営を続けてこられました。被災後、何も無い状態だったパークの周辺ですが、跡地利活用のための造成工事により、まわりの土地が高くなり、ここ数年は大雨のたびにパークが冠水、営業できない日が続くなどの被害が出ています。

震災後、沿岸部では住民の努力によってさまざまな活動が続けられてきました。被災された皆さんにとってこの場所がかけがえのないふるさとだからです。

若林区での基本計画中間案の説明会では、深沼ビーチクリーンに関わる方から「人が住まなくなった沿岸部の安全対策について、どこが責任をもって行うのか」との質問が出されました。沿岸部の環境維持、治安・排水の対策は市が責任もって取り組むべきです。いかがでしょうか。

6、現地再建地区では多くの住民が戻り生活再建を果たしました。しかし、これからの中の集落の維持には課題を抱えています。基本計画の説明会では六郷東部の住民の方から「若林区は人口増えているが、被災地域については減少している。土地が安くて環境も良いと移り住みたいという方もいるが新築できないと断念したケースがある。人が住むことによって限界集落にならないような状況をつくりほしい」とのご意見があった。被災地はもとより市街化調整区域で聞かれる悩みだ。定住人口を維持するための取り組みが必要であり、次期計画でも位置付けられているわけだが、具体的にはどのように支援するのか。

7、農家住宅や既存宅地同等地など市街化調整区域でも住宅を建てられる要件を移住希望の方々に周知し、移住による集落の維持をサポートすべきだ。また、山形市では市街化調整区域において条例による区域指定で集落全体での住宅建築を可能とし、移住や定住の促進を図っている。こうした積極的な取り組みや地区計画をつくっての対応もできるはずだ。このたび、井土浜地区や岡田地区など

で本市が主体的に移動の実態調査を行うことを高く評価している。同様に、現地再建地区の集落維持に向けて本市が主体的にまちづくりへの支援を行うべきだがいかがか。

8、次に震災の記憶の継承についてうかがう。今年度、荒浜小学校の職員が東二番丁小学校で出前講座として「荒浜小学校のあゆみとこれから」と題してお話をされている。子どもたちの感想を読ませていただきました。「お話をしていたいたことで『命』『くらし』の大切さや地震や津波のこわさが分かりました。教えていただいた話を色々な人に伝えていくのも私たち子どもの役目なんだなと思いました。」「前に行った荒浜小学校は（まわりに）人が住んでいたという実感がわきませんでしたが、今回の話を聞き『ここを大切にしていた人』がいたというのがわかりました。」という感想からは、震災遺構を見るだけでなく、人が語り継ぐことで実感として伝わること、その言葉がしっかり次世代に届いていことが分かり、感銘を受けました。中心部メモリアル拠点のあり方にも関わるが、継承する人を育てる取り組みをおろそかにするとハコモノ頼みになってしまふ。人が語り継ぐことの重要さを市長はどのように認識されているか、うかがう。

9、震災遺構荒浜小学校はまもなく来館者数が 27 万人になる。市内小学校をはじめ、国内、世界中から官民の団体、個人が来館し、今年度にはオンライン対応も行っている。すべて対応をしているのは会計年度任用職員です。中には被災された方や七郷地区で生まれ育った方などもおられ、ご自身の体験や思いを伝える語り部となっていらっしゃいます。また、職員の中の若い世代が中心となり、沿岸部で活動する団体ともつながって灯篭流しなど共同の取り組みを行っている。余人をもって代えがたい特別な役割を担って頂いているが、会計年度任用職員のため、給与水準は週 30 時間、1 年目の方は月額 159,138 円、今年度から出ることになった期末手当はわずか 26,523 円。週 35 時間、経験 3 年の方でも年間の手取りで 200 万円いかない水準だ。子育て中の職員にとってこれだけで暮らしていくのは相当厳しく 2 つ、3 つの仕事を掛け持ちして生計をたてている

方もいらっしゃることです。担っている責任と役割に対し、正当な対価を保障しないのは使命感の搾取だ。震災遺構を直営で運営することは大変重要だが、であれば正規職員として配置すべきだ。とりわけ次世代への継承の担い手となる世代の会計年度任用職員を専門職として正規採用すべきだ。いかがか。

10、メモリアル施設検討委員会報告では、阪神淡路大震災や中越地震などの施設のほか、広島、長崎などの戦災に関わる施設を参考資料として掲載している。広島市の平和記念資料館の運営は公益社団法人平和文化センターへの指定管理だが、広島市から4名の職員を派遣しており、市役所が深く関わりをもつ運営体制となっている。また、人材確保の取り組みとして専門職として学芸員を配置しているとのことだ。50年、100年先の未来に記憶を継承するには、人を育てることを仕組みとして導入しなければならないと考える。市が責任を持って取り組むべきだ。いかがか。

12、罹災証明は災害対策基本法で市町村に交付が義務付けられているものの、発行については自治事務とされており「各地方公共団体の判断により認定される」となっています。国の運用指針にも法的根拠は無く、災害救助法や生活再建支援法と罹災証明との間にも直接的な関連規定は存在しません。しかし事実上、罹災証明をもとに支援策が活用できるものとなっており、他自治体との均衡を図るために、自治事務であっても国の膨大で精緻な運用指針を参考に認定せざるを得ない状況があります。建物の損壊割合だけに依拠して支援の程度が決まるという考え方では、今後もわずか1点の境界線で受けられる支援に差がつくことになる。被害認定だけでなく、被災者一人ひとりの実情に合わせて総合的に支援する「災害ケースマネジメント」の観点が必要だ。震災時には本市においても仮設住宅での個別の支援計画づくりで実践された。今後の災害対応において、こうした考え方を活かす支援策を国に求めるとともに、市としても実践すべきだ。いかがか。

13、東日本台風での対応は、既存の制度の活用は行ったが、独自支援は小規模

災害見舞金だけと課題を残した。東日本大震災では住宅再建への独自支援も行ったが「あの震災に比べれば小規模だから」と支援をためらってしまっては、震災を経験した市民にとってむしろマイナスだ。震災の経験と教訓は今後の災害における独自支援にも前向きに活かしてほしい。市長にうかがう。

5949